

平成23年第2回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成23年11月24日

西多摩衛生組合議会



# 平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成23年11月24日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

(職務代理者副町長)

会計管理者	森田 茂
監査委員	田村 桂一

出席議員

1番 尾作 武夫	2番 石川 修	3番 小川 龍美
4番 榎澤 誠	5番 鴻井 伸二	6番 山崎 勝
7番 水野 義裕	8番 門間 淑子	9番 川崎 明夫
10番 杉山 行男	11番 清水 義朋	12番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	並木 勲	参 事	島田 善道
業 務 課 長	松澤 昭治	施 設 課 長	石川 良仁
総 務 課 長	岩田 守由		

構成市町職員

青梅市環境経済部ごみ対策課長	関塚 浩	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	野島 保代	瑞穂町住民部長	田辺 健



## 平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成23年11月24日(木)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 認定第1号

平成22年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第8号

平成23年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第6 議案第9号

平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について



午後1時30分 開会

○議長（杉山行男） 本日は平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名でございます。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、当組合の副管理者であります竹内青梅市長が、過日の選挙においてみごと当選を果たされました。まことにおめでとうございます。

当組合の規約では、管理者、あるいは副管理者につきましては互選ということになっております。竹内市長の任期が11月30日から新規ということでございます。今日の段階ではまだ今までのとおりということでございますけれども、規約では互選でございますので、私といたしましては後日、引き続き当組合の副管理者として竹内市長にご尽力を賜りたいとお願いを申すつもりでございますので、ぜひ皆さま方にもご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成23年10月末現在で約3万8,800トンが搬入されております。これは前年度同時期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと約280トン、0.7%の増量となっており、平成23年度末では6万3,400トンが搬入されるのではないかと予測しております。

なお、昨年度の平成22年度におきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、多摩川衛生組合の可燃ごみ受入れを実施したことから、広域支援分を含めた前年度同時期までの搬入量比較では約2,000トン、4.8%の減量となっております。

次に、フレッシュランド西多摩につきましては、おかげをもちまして今年度開設10周年を迎え、去る10月16日に、利用者への感謝の意を込めました記念事業を実施し、盛況のうちに開催を終えることができました。当組合といたしましては、今後とも利用者の要望を取り入れながら、地域への還元施設としての住民の福祉の向上に貢献していきたいと考えております。

本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成22年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてなど3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ですが、開会に当たりましてのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山行男） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

3 番 小川 龍美 議員

4 番 榎澤 誠 議員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成 23 年 11 月 17 日付け、西衛発第 632 号をもちまして管理者より議長あてに、平成 23 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第 5、議案第 8 号、平成 23 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、日程第 6、議案第 9 号、平成 23 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員としまして正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、副管理者であります瑞穂町長でございますが、所用により杉浦副町長にご出席をいただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山行男） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期につきましては、11 月 24 日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、質問回数は議会会議規則により再々質問までとなっておりますので、ご承知おきください。8 番、門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 通告に従いまして一般質問を行います。

本年 3 月に福島第一原発でレベル 7 の過酷な原発事故が起きました。この事故で放出された放射性物質は空気、食物、水、土壌をはじめあらゆるものを汚染し、その拡散状況は東日本全域に及んでいくことが文部科学省の調査でも明らかになっています。

放射性物質の拡散はさまざまな労働現場で作業中の被爆という新たな課題も生み出しています。特に



江戸川清掃工場で焼却灰の高濃度汚染が明らかになって以来、清掃作業現場の不安が高まり、東京 23 区清掃一部事務組合では独自に放射性障害防止指針を定めました。現在の労働安全衛生法に基づく電離放射性障害防止規則は、除染や焼却に伴う被爆管理を想定していないため、厚生労働省では第二の電離放射性障害防止規則のようなものが必要と判断し、現在五つの主要事項について検討する専門家会議が開かれています。

検討すべき事項として、1、被爆管理、2、外部被爆の低減、3、汚染拡大防止と内部被爆防止、4、労働者の教育、5、健康管理のための措置が上げられています。西多摩衛生組合の焼却飛灰は7月26日には1,774ベクレル、8月22日980ベクレル、9月13日919ベクレル、そして10月11日には935ベクレルと徐々に下がっているとはいえ、十分配慮の必要な検出数字だと思います。

さらに、6月の臨時議会では災害廃棄物の受け入れスケジュールも示されました。焼却飛灰は日の出町に運ばれるのですから、搬入量や放射線量の低減策も考える必要があると思います。

以下、廃棄物焼却処理に伴う放射性物質の対策について質問いたします。

1、放射線物質への安全対策について質問します。

①焼却や焼却飛灰排出などの作業従事者の安全対策はどのようになされていますか。

②今後予定されている定期点検、修理では10年後となる期間も予想されます。特に1本ずつ引き出して取り替えていくバグフィルターの交換作業、炉内を点検し、付着した飛灰を掻き落とす作業や、炉内の修理作業では作業員の放射線被曝や工場建屋内の汚染も予想されますが、どのような安全対策がとられるのでしょうか。

③放射性廃棄物の処理に関しては、従来は100ベクレルを超えるものは放射線を遮蔽する容器に入れ、指定の場所に管理することとされてきました。しかし、過酷な原発事故以来、焼却灰の埋立基準も100ベクレルから8,000ベクレルまで引き上げられ、多摩地区では日の出町の埋立地に搬入、集積され、エコセメントに加工されます。

福島原発の事故がレベル7であったこと、放射性物質が広く拡散していること、多摩地区にもホットスポットがあることなどを考えれば、日の出町に集積される焼却飛灰の放射線量をさらに低く抑えていく必要があると考えます。落ち葉や剪定枝の焼却を中止して、焼却灰の線量低減を図っている清掃工場もあると聞いていますが、西多摩衛生組合では飛灰の線量低減策は考えられていますか。

2番目です。災害廃棄物の広域支援について質問します。この質問を通告したのは11日ということで、それ以降の変動がありますので、通告どおりまずは質問いたします。

①東京都は10月3日から岩手県宮古市の災害廃棄物を受け入れていて、受け入れに関する情報もホームページ上に公開されていますが、受け入れは東京都にとどまっていると報道されてきました。環境省は10月、災害廃棄物の広域処理問題で受入意向の全国調査を実施し、43都道府県の市町村一部事務組合に対しアンケートが出されています。このアンケートに対し西多摩衛生組合はどのように答えましたか。

②災害廃棄物処理に伴う放射線物質の拡散は原則として避けなければなりません。放射性物質の影響を受けやすい子どもの安全を願う都民からは、今回の東京都の受け入れに懸念の声も上がっています。こうした声は十分理解できるものでもあります。

一方、災害廃棄物の処理が被災地の自主努力だけではなかなか困難という現実もあります。6月の臨時議会後の議員全員協議会では、災害廃棄物受け入れについての資料が提出され、11月ごろからの受け入れを示唆するスケジュールも示されました。小・中学校に隣接する立地条件にある西多摩衛生組合としての方針はどのようなものなのでしょうか。

○議長（杉山行男） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 8番、門間淑子議員のご質問、廃棄物焼却処理に伴う放射性物質の対策についてお答えを申し上げます。

初めに、ご質問の1項目目、放射性物質への安全対策についての1点目、焼却や飛灰排出などの作業従事者の安全対策はどのようにされているかについてですが、焼却施設の設備的な観点から申し上げますと、焼却灰や飛灰等を扱う設備には、ダイオキシン類対策として粉じんが外部に飛散しないよう密閉対策が取られております。

また、焼却灰と接触する設備での作業においては、ダイオキシン類暴露防止対策として防護服や防塵防毒マスク等の安全対策をとっており、福島原発での作業従事者と同様な防護服等を着用しております。

なお、焼却投入ごみ、炉室及び灰固化装置周辺の作業環境中の放射線量を測定したところ、敷地境界線の放射線量と同様の数値となっております。このことから、現時点で特別な安全対策をとる必要はないものと判断しております。

次に2点目、バグフィルター交換や炉内点検・修理では作業員の放射線被曝や工場建屋内の汚染も予想されるが、どのような安全対策がとられるのかについてですが、1点目の質問に対する回答と同様に、ダイオキシン類の暴露防止対策を実施するとともに、さらに作業環境の放射線量を測定し、安全の確認をしております。

次に3点目、落ち葉や剪定枝の焼却を中止して、焼却灰の線量低減を図っている清掃組合もあるが、西多摩衛生組合では線量低減策は考えられているかについてですが、当組合における焼却灰の放射線量の測定結果については、7月にキログラム当たり1,774ベクレルと最も高い値を示しておりましたが、その後8月から10月までは約900ベクレルで推移しております。

また、東京たま広域資源循環組合の放射性物質の基準はキログラム当たり8,000ベクレル以下となっておりますことから、現在焼却するごみの放射線量を測定し、安全確認を行っております。このことから、現時点では特別な放射線量の低減対策は必要ないものと判断しております。

次に、ご質問の2項目目、災害廃棄物の広域支援問題についての1点目、環境省は10月、災害廃棄物の広域処理問題で、受け入れ意向全国調査を実施した。43都道府県の市町村・一部事務組合に対しアンケートが出されているが、西多摩衛生組合はどのように答えたかについてですが、ご質問にありますとおり、平成23年10月7日付けで東京都を通じ「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」がありました。

西多摩衛生組合といたしましては、受け入れられる廃棄物の種類を、可燃性混合廃棄物のうち20センチメートル以下に破碎された「木くず等」とした上で、1日当たりの処理可能量を20トン、年間での最大受入可能量を6,000トンとし、回答をしております。

なお、平成24年1月までの期間は施設維持整備工事を実施していることから、受入ができない旨、あわせて回答しております。

次に2点目、災害廃棄物処理に伴う放射性物質の拡散は避けなければならないが、被災地は放置できない状況にもある。小・中学校に隣接する西多摩衛生組合としての方針はどのようなものかについてであります。災害廃棄物の受け入れについては、平成23年7月25日に開催されました東京都市長会及び東京都町村長会において、多摩地域全体で東京都が実施する事業スキームに参画し、ごみ処理を担うことで支援に協力していくことが決定されております。西多摩衛生組合としましてもこの決定に基づき支援をしていく方針であります。

ただし、支援を行うためには、搬入される災害廃棄物の安全性の確認等幾つかの前提条件をクリアする必要があることから、多摩地域における統一的な受入体制、安全体制を確立するため、東京都市町村清掃協議会の専門会議で対応措置などの詳細事項を協議していくこととされております。

西多摩衛生組合といたしましては、今後専門会議で策定される多摩地域全域における統一的な支援対応に基づき、災害廃棄物の安全性等の前提条件を整理し、組合議会及び周辺住民に説明をした後、受け入れを実施していく方針であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（杉山行男） 門間議員、再質問ございますか。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 再質問します。ちょっと数が多くなっていくかもしれませんので、ご答弁も少しゆっくりめでお願いします。

まず、安全対策についてですけれども、工場内の放射線量は測定されているということでしたけれども、焼却飛灰については公開されているために、そこで計算ができていきます。工場内の安全対策も今非常に問題になっているので、どこの辺を測定しているのか、今回の放射線の測定をしていく場合の現場責任といたしますか、どなたがなさっているのか。この工場内のことですね。

それからもう一つは、点検などの作業に従事する方たちの対応なのですけれども、やはり働いていくための時間の中での積算線量というのがやはり計算されていく必要があるだろうし、そうしたものが記録されていく必要があるだろうというふうに思います。とりわけ、そこに携わる方は恐らく委託の方たちだろうと思います。なので、委託の事業者とのこの新しい課題についてどういうふうに確認をしていくのかというのが1点です。

次に、広域支援ですが、今管理者の方から日程的なお話をいただきましたが、今日ちょうど昼、テレビのニュースを見ていましたら、幾つかの昼のニュースで女川町との協定を締結したというふうに言っていました。焼却は都内の2カ所の清掃工場と、多摩地域の焼却炉で行うのだと、木くずやプラスチックを持ってきますと、女川町の方の、これはあつという間に終わってしまったのですけれども、2,300ベクレルぐらいだろうというふうな話が聞こえてきて、NHKにはこういう数字は入っておりませんでした。

そこで聞いていきます。今回管理者は7月25日に市長会で説明を受けたというお話でした。その場を、現地への視察なども行われているというふうに思いますけれども、西多摩衛生組合の方もいらっしやいましたか。それが1点です。

それから、西多摩衛生組合も含めて、確か7月の全協だったと思いますけれども、七つの衛生組合が対象になっているというふうにあったと思います。それもいろいろ条件があつて、思いつくところでは1日100トン以上の処理能力があるところとか、十分な排ガス処理装置を持っているところとか、ダイオキシンの規制値が0.1ナノグラムTEQ/リットルだったり、1ナノグラムのところとか、発電設備を持っているところとかという、これらが条件になっているということで、対象としては七つ上げられているというふうに聞いています。

その七つも、柳泉園とか、八王子戸吹とか、日野とか、多摩川衛生組合とか、多摩ニュータウンとか、町田とか、西多摩衛生組合、大きなところになってくるわけですがけれども、これで見えていったときに、都内の焼却炉の場合にはストーカー方式で飛灰のベクレル数が決まっていると思うのですね。焼却灰の埋立基準の8,000ベクレルを上限とした場合の焼却物の放射線量ですがけれども、これが東京都の場合にはストーカー形式で、ストーカー炉の方式で決められているというふうに東京都の方から聞いています。実はこの質問に先立って東京都の方にちょっと質問に出かけております。

一方、この西多摩衛生組合は流動床炉ですから、焼却飛灰に対する濃縮の割合がストーカー炉と流動床炉では異なるわけで、そうしますと二つの基準で行っていくのかなど疑問があるわけですね。そういうことについても十分検討されているのかどうか、東京都と、それからこちら側の西多摩衛生組合の間での廃棄物の放射線量ですね。について検討されているのかですね。

それからもう一つ、今回東京都は遮蔽放射線量率というものも測定して、きちっと情報公開していて、私はそこは評価しているのです。そういうことはこれからとても必要になってくると思うわけですね。ところが、環境省が出した広域災害廃棄物処理に関するガイドラインでは、広域的に処理をしていく場合に、東京都のように環境省が定めた以上に細かく対応していくのは、今現在ではやむを得ないかもしれないけれども、広域支援をやっていく場合には合理的ではないというようなことを言っていて、いわばもっとざっくりした対応でいいのではないかというふうな言い方をしているわけです。

私はこれでは広域支援はもうだれの理解も得られないだろうというふうに思います。やはり東京都がやっているような細かな放射線量の測定とか情報公開というのは、東京都に依頼するだけではなくてこの西多摩衛生組合でもやっていく必要があるし、例えばごみ質も写真で公開していくというようなことも必要になってくるだろうというふうに思います。この点についてどんなふうに考えていらっしゃいますか。

それから、西多摩衛生組合の飛灰のもとになったごみの放射線、さまざまな放射線量なのですが、7月に測定した多摩地域のごみ焼却炉のすべての衛生組合の焼却飛灰の放射線量は、一番高かったのが確か 3,000 ベクレル、三鷹だったと思うんですね。ですけれども、三鷹はストーカー方式で、1,700 の流動床炉は西多摩衛生組合で、これを濃縮率で還元して割り込んでいくと、もともとの焼却すべきごみの放射性物質のベクレル数というのは三鷹と西多摩衛生組合はほぼ同じ、西多摩衛生組合の方がちょっと高いぐらいなのですね。そういう地理的特性があるのですけれども、やはりそういうことに対してもう少し低減策というのは考えられていかないのかお聞きします。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 再質問ということで、順不同になるかもしれませんが、お答えをします。

まず、工場内の測定場所ということでございますが、日常点検として職員が今巡回をしています。その作業現場として大体 17 カ所を測定点と定めまして、機器の場合は5センチ程度、それから部屋の場合は床下1メートル、ここで測定をしております。

結果は 0.076 マイクロシーベルトが最高値でございまして、平均が 0.05 マイクロシーベルトといった結果になっております。だれが測定をしているかということ、主に運転業務に従事する職員が点検時に測定をしております。

それから、積算線量もデータを取っていく必要があるではないのかというご指摘ですが、ご覧のとおり作業環境の中で相当レベル的には低いと判断をしております。

それから、作業、いわゆる積算線量をやっていく場合には、一定時間に1時間ぐらいとどまるというような計算式の中でもあります。西多摩衛生組合の作業の内容は一定の場所に、特定の場所に何時間もずっといるということはないので、今のところ積算線量については考えてございません。

それから、東京都が東北の方の視察を計画して、組合の職員は行ったのかということですが、1名派遣をさせていただいているところでございます。

それから、東京都のストーカー炉方式のデータばかりで、流動床炉の方はどうなのかということなのですが、これらは、先ほどの管理者の答弁にもありましたけれども、今現在多摩地域全域で専門チームを立ち上げまして、専門会議を開いております。まだ第1回しか開いてございませぬが、この中で

当然そういうストーカー炉と流動床炉の違いとか、それから先ほど6点目にはきめ細やかな情報公開というご指摘もありました。当然そういうふうな認識は、多摩地域全域が同じ課題として認識をしておりますので、現時点ではその辺の内容は決定していませんが、こういった会議を通じて意見交換をして、ある一定のあるべき姿というか、方向性を見出してからこれをまとめていくと、そのことが前提条件のクリアにつながっていくのであろうということでございます。

それから、焼却灰のベクレルですよね。その放射能の値が流動床炉だと集約して高くなるのだらうというご指摘なのですが、一つの判断基準としては、8,000ベクレルというような基準がございます。西多摩衛生組合としてはこれを下回っていれば問題はないであらうということと考えております。

ただ、万一放射線量の高いごみが搬入されて、焼却した場合に8,000ベクレルを超える可能性があるということも一つ考えられますが、今現在、組合の対応としては、ピット内で攪拌を十分したごみ、焼却をする前のごみ、これについて放射線量を測定をしております。

結果としては0.06とか、そういう値で、大気中の放射線量とほぼ同様であるというふうなことから、特段焼却灰についてもいろいろな対応を図っていくということは、現段階では考えてないところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 質問の中で、女川町との災害の関係でございます。私たちの方も情報といたしましては、今日の11時から基本合意をするという情報をお聞きしておりました。それがその発表があったということだと思いますけれども、この今日付けのは、宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意ということで、東京都の市長会の会長であります北川昭島市長、それから宮城県女川町の須田町長、そして東京都知事の石原慎太郎、そして宮城県知事の村井さんの5人の方で基本合意ということで記者会見を行ったというふうに承知をしております。

内容は、女川町の災害廃棄物の処理に基本合意したことを公表し、地域内の廃棄物を処理するために設けられた清掃工場等で災害廃棄物を受入処理することの必要性を訴えるというのが記者会見の合意事項でございます。

これを受けまして、西多摩衛生組合でも先ほど、最初の回答のところでも申し上げましたけれども、スキームがきちんと確立されて、三多摩全体でいろいろな条件を満たしたもとの処理をしていきたいというのが一定の線での姿勢でございます。

○議長（杉山行男） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 今の管理者のお話はけさの新聞にもざっと載っていましたが、16日ぐらいからですかね。ネット上のマスコミのニュースとしても流れておりました。なので、今日なのだろうなということは、通告の後でしたけれども、思っておりました。

今から、先ほどからの説明ですと、これから多摩地域全域の専門家会議が開かれるのだと、それで1回目が開かれたということですが、これはいつごろまでにまとめて、それはどういうふうな、まとめのプロセスの公開はあるのかどうかですね。大変やはり気になる場所ですので、例えば中間報告なり、会議録なりというのはどういうふうに公開されていくのか、あるいは日程はどうなのか、どんなメンバーでやっているのかについて、もう少し個々については詳細にお答えいただきたい。そしてこれはいつそういうような結果を出すということを目途にして開いているのかということについてお答えいただきたいと思っております。

ここの西多摩衛生組合は流動床炉、町田と含めてそうですけれども、ほかは全部ほとんどストーカ

一式ということで、濃縮率が違うということがやはりよくも悪くも大きな問題になってまいりますので、それについてはぜひお答えいただきたいと思います。

それから、労働時間の問題がありましたけれども、西多摩衛生組合の職員の方たちは1日8時間で、特定の場所に長くいないというお話でしたが、定期点検の中で焼却炉の中に入って飛灰を掻き出していく作業とかありますね。それからバグフィルターを1本ずつ抜き出していく、あの広い空間が抜き出していくことによって線量の変化はないのかということがやはり一番心配なわけです。それはまだ経験がない作業なわけですね。

ということも含めて考えますと、今の電気法とダイオキシン対策の方でみなしというか、準流用といえますか、そういう形で運用されているのだというふうに思いますけれども、そこで東京23区一部事務組合では独自のマニュアルをつくって、それを見ていきますと、委託関係にある従業員に対する配慮事項などもあるわけです。

こういうような、従来放射線とどう向き合うかというのは焼却施設の中では全く想定してないことではありましたが、これから先、半減期は30年というような放射性物質と向かい合っていくことから考えると、やはり独自の対策、マニュアルも必要なのではないかとこのように思いますので、この点についてお尋ねします。

それからもう1点は、確かに焼却飛灰の放射線量が計測され、工場内の幾つかについては計測されていると、公開はされておられませんけれども、そのほかにやはり周辺環境ということもあって、フレッシュランド西多摩の周辺当たりについての線量測定といえますか、空間線量測定ということも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、この衛生組合の工場建屋外の西多摩衛生組合が管理する地域の放射線についてどんなふうにお考えなのかお尋ねします。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） まず、1点目の方の専門部会の予定ですが、第2回目はまだ日程が決定をしておりません。メンバーは西多摩衛生組合を初め、いわゆる発電設備を有している7施設ですね。それと資源循環組合、それから東京都と、これらの構成で会議が開かれていくというふうになっています。

それから、内容については情報公開とかいろいろな、内容についてはとりあえずは前提条件をクリアするためにはどういうふうに、まず前提条件とは何というところから始まって、一つ一つその会議の中で、一個一個つぶして、言葉は悪いのですが、結論を出していくというふうなことになると思います。

いずれにしても、まだその内容が全然決まっていないので、第2回目の会議に当然我々も出席しますので、今議員がご指摘されたようなことも踏まえてそこで発言をして意見調整をしていくと、こういうふうになるかと思えます。

それから、西多摩衛生組合も一定の作業マニュアルをつくってはということですが、西多摩衛生組合としては現在独自の放射能に対する作業基準はございません。したがって、今プラントメーカーが定めているいわゆるマニュアルがございます。プラントメーカーはとりあえず「自然界及び医療で受ける年間積算線量のうち、年間で1ミリシーベルトを超えないこと」これを基準としております。これを実際の作業所における積算線量に置き換えると、1日8時間、月20日の12カ月労働時間で、年間作業時間を2,000時間とした場合、1時間当たりの実行線量を時間当たり0.5マイクロシーベルトというふうにとらえております。

メーカーとしましては、この0.5マイクロシーベルト未満の場合は特に対策をとらないというふうになっております。それから0.5から2.5マイクロシーベルトまでにおいては、ダイオキシン類暴露

対策用の保護着を着用して作業を行う。それからまた年間積算線量が1ミリシーベルトを超えないようにいわゆる作業時間を変更していくと、先ほど2,000時間、もし値が上がっていったら1,000時間にするとか、そういう対応をするということです。それから2.5マイクロシーベルトを超えた場合は作業中止と、それから作業時間制限の検討を実施すると、こういったメーカーの一定の作業基準がございます。当面はこれに沿った形で西多摩衛生組合の職員、あるいは委託業者、すべてこれで対応していくことになろうかと思えます。

それと、バグフィルターとか焼却炉の中ですが、交換時には放射線量なんかも測っておりまして、バグフィルターについては、大体バグフィルターの下の30センチぐらいのところですね。そのところで0.06が最大値でありました。したがって、これは自然界の環境とほぼ同じなので、バグフィルターの中にも特段異常があるような状況ではないというふうに考えております。

なお、確かにバグフィルターを引き抜く作業があるのですが、全部ではなくて、年に1回ぐらいは物証実験をするために1本ぐらい引き抜くのですね。そういう場合も先ほどの従来どおりダイオキシンの暴露対策用の保護着等をきちっと着用して作業をしているので、当面は同様な対応をしていく考えです。

それから、組合の工場以外、フレッシュランドの方も実は線量の測定をしまして、結果といたしますと、最大が0.083というような数字が出ています。いずれにしても、周辺の放射線量については、周辺東西南北4カ所ぐらいは定期的に測定をしていくと、こういった考えでございます。

○8番(門間淑子) 漏れています。専門部会の最終報告はどれくらいかと。

○参事(島田善道) 最終目標なんかも、今は東京都の日程が今日プレス発表しました。当初7月の全協のときには早くて、今ごろはもう開始しているというお話をさせていただきましたが、東京都の方も2カ月ぐらい遅れているというような情報がありました。

したがって、1月ごろに東京都の23区の清掃工場でいわゆる現実の実証試験みたいなことが始まって、1月末にデータが出るのですね。そうするとそのデータをもとに、多摩地域の工場も流動床があったりストーカ炉があったりいろいろしますので、そういうふうなデータをもとにどういうふうな焼却をしようとか、安全対策はどうしていこうとか、そういうお話がどんどん出てきます。

そういうふうなデータが出るのがまず必要でありまして、そういうふうなことから考えていきますと、目標というのは、2月から3月ごろには一定の前提条件をクリアするための一定の考えがまとまるのではないかと考えております。

○議長(杉山行男) 以上で一般質問を終わります。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第4、認定第1号、平成22年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木心) ただいま議題となりました認定第1号、平成22年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成22年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約6万3,609トンで、平成21年度と比較いたしますと2.8%、約1,800トンの減量となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき平成22年7月の1カ月間受入れを行いました多摩川衛生組合からの可燃ごみの搬入実績は約2,236トンで、この結果、構成市町分と広域支援分

を合わせたごみ搬入量全体では約 6 万 5,845 トン、前年度比較 0.7%の増となりました。

環境センターの施設維持整備事業につきましては、平成 22 年度から開始した工事縮小化計画により例年実施している基礎的工事を見直し、各工事周期の延長を図ることにより、これまでの施設維持水準を保ちながら、大幅な経常的経費の節減に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成 22 年度は地域住民の要望を取り入れました集会施設「ふれあい館」を新たに開設いたしました。

浴場施設利用者数につきましては、1 日平均では 421 人、年間では約 12 万 1,200 人の方々にご利用をいただきました。

このような状況を踏まえまして、決算の内容であります。歳入におきましては収入済額が 33 億 9,080 万 2,045 円で、このうち約 92%が構成市町からの分賦金収入となっております。歳出の支出済額といたしましては 32 億 8,862 万 2,119 円で、予算に対する執行率は約 97%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額 1 億 217 万 9,926 円は、翌年度への繰越しとなっております。

以上が、決算の概要でございますが、平成 22 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、認定第 1 号、平成 22 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付いたしました決算書をご覧くださいと存じます。

決算書の 2 ページ、3 ページが歳入歳出決算の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。決算内容の詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書でご説明をいたします。

それでは、10、11 ページをお開き願います。

歳入でございますが、第 1 款分賦金につきましては、収入済額 31 億 1,192 万 5,000 円で、これは 3 市 1 町からの分賦金でございます。歳入総額の 91.78%を占めております。また構成市町別の金額につきましては備考欄のとおりで、割合ですと、青梅市 47.56%、福生市 20.67%、羽村市 19.42%、瑞穂町 12.35%となっております。

次に、第 2 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 5,355 万 4,708 円で、歳入総額の 1.58%となっております。

主なものとしたしましては、フレッシュランド西多摩にかかるものでございまして、浴場施設使用料の 4,648 万 2,550 円、多目的施設使用料 153 万 7,500 円、余熱利用施設行政財産使用料 459 万 4,743 円でございます。

12、13 ページをお開き願います。

第 3 款繰越金につきましては、収入済額 1 億 1,268 万 1,178 円、これは平成 21 年度からの繰越金で、歳入総額の 3.32%となっております。

次に、第 4 款諸収入につきましては、収入済額 1 億 1,264 万 1,159 円で、歳入総額の 3.32%となっております。

内訳といたしましては、第 1 項預金利子、これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。



て、収入済額 63 万 5,007 円、第 2 項 1 目の弁償金でございますが、収入済額はございません。

続きまして、第 2 項 2 目雑入は収入済額 1 億 1,200 万 6,152 円で、主なものは可燃ごみ焼却処理委託受託金 1 億 734 万 9,120 円で、これは多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき多摩川衛生組合の可燃ごみを受け入れたことによる受託金でございます。

また、そのほかのものとしたしましては、フレッシュランド西多摩にかかるタオル等売上金、イベント参加負担金、余熱利用施設光熱水費等が主なものとなっております。

以上、歳入につきましては、予算現額 33 億 9,200 万円に対し調定額、収入済額ともに 33 億 9,080 万 2,045 円でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

歳出でございますが、第 1 款議会費につきましては、支出済額 122 万 440 円、予算現額に対しまして執行率 82.18%、不用額は 26 万 4,560 円でございます。

主なものとしたしましては、1 節報酬の 101 万円でございます。

次に、第 2 款事務所費でございますが、支出済額 1 億 9,911 万 6,798 円、予算現額に対しまして執行率 98.26%、不用額は 351 万 8,202 円でございます。

1 目一般管理費は、支出済額 1 億 8,801 万 2,633 円で、主なものとしたしましては、2 節から 4 節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

2 節給料は、支出済額 5,074 万 2,400 円で、特別職 4 名及び一般職職員 12 名分でございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

3 節職員手当等でございますが、支出済額は 5,338 万 4,851 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4 節共済費でございますが、支出済額 1,627 万 7,967 円で、主なものは職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

19 節負担金・補助及び交付金でございますが、支出済額は 4,975 万 5,500 円で、主なものとしたしましては、次のページ、20、21 ページに記載しております地元負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 100 万円でございます。地元負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ組合周辺の環境対策費としての支出でございまして、地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成いたします環境対策協議会への支出でございます。

続きまして、第 2 目庁舎管理費は支出済額 1,110 万 4,165 円で、13 節委託料が主なものでございます。

委託料の支出済額 927 万 7,170 円の主なものとしたしましては、消防設備点検委託料の 336 万円、エレベーター点検委託料 120 万 8,970 円、給排水衛生設備検査清掃委託料 133 万 9,800 円で、いずれも法令で定められております検査・点検業務でございます。

恐れ入りますが、22 ページ、23 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございますが、支出済額 9 億 251 万 1,539 円、予算現額に対しまして執行率 90.90%、不用額は 9,030 万 7,461 円でございます。主なものとしたしましては、11 節需用費、13 節委託料と、15 節工事請負費でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

11 節需用費は、支出済額 2 億 37 万 873 円で、公害防止用に用います活性炭・消石灰などの薬品類

を購入しました消耗品費 7,759 万 4,302 円と、施設稼働に要する光熱水費 1 億 377 万 3,696 円が主なものでございます。

13 節委託料は、支出済額 2 億 2,005 万 472 円で、法令等により施設の運転維持管理の確認を行うため運転状況等を分析をしました環境調査委託料 1,444 万 8,000 円、エコセメントの原材料となる飛灰を二ツ塚の東京たまエコセメント化施設へ運搬をいたします飛灰搬出運搬業務委託料 1,488 万 5,249 円、施設運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 2,600 万円、またプラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料 1,344 万円が主なものでございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は、支出済額 3 億 3,435 万 4,650 円で、毎年実施をしております施設維持整備工事 2 億 4,036 万 2,850 円が主な内容でございます。

なお、平成 22 年度よりこの施設維持整備工事につきましては、施設の安定稼働やトラブルの未然防止は従来の水準を維持することを前提に、できる限り工事内容の縮小化を図ったところでございます。その結果、前年度比で約 3 億 2,000 万円の減額となっております。

じん芥処理費の不用額でございますが、工事請負契約に伴う契約差金と、需用費において省エネ効果による電気使用量の減、また公害防止用に用います薬品の一部を変更し、購入量が減量したことも主な要因でございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額 1 億 3,761 万 708 円、予算現額に対しまして執行率 94.22%、不用額は 844 万 9,292 円でございます。主なものといたしましては、11 節需用費、13 節委託料でございます。

28、29 ページをお開き願います。

11 節需用費は、支出済額 4,764 万 8,335 円で、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 3,419 万 9,967 円が主なものでございます。

13 節委託料は、支出済額 7,317 万 2,805 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係ります余熱利用施設運営業務委託料 6,035 万 4,000 円でございます。

余熱利用施設事業費の不用額は、光熱水費で電気・上下水道の使用量の減によるものが主なものでございます。

恐れ入ります。少し飛びまして 32、33 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございますが、支出済額 20 億 4,816 万 2,634 円、予算現額に対しまして執行率 99.99%、不用額は 3,366 円でございます。

1 目元金は、支出済額 19 億 5,952 万 4,153 円で、主なものといたしましては、平成 7 年度から平成 9 年度にかけて借り入れをいたしましたごみ処理施設整備事業費 18 億 7,603 万 1,438 円でございます。

2 目利子は、支出済額 8,863 万 8,481 円で、元金と同様で、ごみ処理施設整備事業費 7,489 万 6,123 円が主なものとなっております。

以上、歳出につきましては、予算現額 33 億 9,200 万円に対しまして支出済額 32 億 8,862 万 2,119 円、不用額 1 億 337 万 7,881 円、執行率 96.95%でございます。

35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 33 億 9,080 万 2,000 円、歳出総額 32 億 8,862 万 3,000 円、歳入歳出差引額 1 億 217 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 217 万 9,000 円でございます。

36、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、平成 22 年度につきましては土地・建物ともに決算年度中の増減はございません。

続きまして、38 ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、余熱利用施設のテレビを年度中に廃棄したことで台数が 1 台減となっております。

以上で、歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

なお、代表監査委員ご本人から申し出がありましたので、監査結果の報告の前にあいさつを許可することいたします。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） 代表監査委員の田村桂一でございます。ただいま監査結果の報告につきましてご指名をいただきましたが、その前に一言ごあいさつをさせていただきます。

去る 7 月 12 日開催の議会臨時会において、識見を有する監査委員としてご同意いただきありがとうございますございました。

監査委員の職務につきましては、その役割の重要性、また責任の重さというものを非常に強く感じておりますことから、私自身日々研さんに努めながら常に誠実、公平に職務を行っていきたく存じます。

今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成 22 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査について報告いたします。

平成 22 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 23 年 10 月 3 日、組合会議室におきまして尾作監査委員とともに管理者、会計管理者等関係職員の出席を求め決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないかなどを確かめるとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているかなどにつきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました決算は地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認をいたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、平成 22 年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認をいたしましたところでございます。

また、本年度の工事縮小化計画の実施等による維持管理経費の大幅な削減については、財務体質の改善に向けた積極的な取り組みの成果として高く評価をし、さらには施設運営にかかる技術者が職員として多数、大変多く存在することから、みずからの施設をしっかりと管理運営できていることも確認することができました。

特に平成 22 年度は東日本大震災の発生、またそれに起因する原子力発電所の事故により薬品・燃料

等の確保、計画停電に対応した施設の操業等厳しい状況に直面したところではございますが、管理者をはじめとした職員が一丸となりこの局面を打開したところも高く評価をいたすところでございます。

なお、ごみ搬入量に適応した焼却炉の稼働は組合における重要な課題であり、今後の焼却炉の稼働率の低下は将来的に組合の施設運営に大きな影響を及ぼすと考えられます。したがって、今後のごみ減量が進むことが予想されることから、施設の有効活用のための方策を検討していくことを望むものであります。

最後になりますが、今後の組合運営についても効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的な運転と環境に配慮した適正な維持管理のもと公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成 22 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（杉山行男） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。門間議員。

○8 番（門間淑子） 決算も幾つかありますので、順番に質問していきます。

まず、決算書の 7 ページに基金繰入額はゼロだというふうにあります。13 ページには可燃ごみの処理委託金というのが、多摩川衛生組合からだと思えますけれども、入ってきているわけですね。こういうような定期的な必要業務以外で、例えば広域支援とか、今までもありました。小金井市もありましたし、肉骨粉もありました。こういうことについての委託金については、特別会計を立ち上げてきちんと積み立てて、いずれくるであろうこの衛生組合の補修とか、そういうことに使っていくということを目的基金にできないのかということがまず 1 点です。

それから、2 点目は決算書 25 ページで、ごみ焼却業務が一部民間委託したというふうにおっしゃいました。どんなふうに民間委託したのか、どの分野をどういうふうに委託して割り当てていったのかというのが次です。

それから、次は 27 ページの施設維持管理、先ほど決算審査の中でも出てきましたけれども、非常に工夫されて、施設維持費を削減されたというふうに出ていますけれども、具体的にはどんなふうに工夫していったのか、これは非常に大きな成果だというふうに思いますので、そこをわかりやすく、例えばこんなふうにするのをお伝えいただきたいと思います。

それから、同じページの汚染負荷量賦課金ですけれども、これは毎年出てくるわけですが、これをちょっと調べてみますと、独立行政法人環境再生保全機構に計算式があって、そこに納めるという形になっていますね。それで公害防止の観点からこういうような賦課金が出されているということですが、これについて何ら変化なくきているわけですね。ここの計算式は今度も変わらないのか、公害に対する対策というのはいろいろなされてきて、この衛生組合自体も公害対策が進んでいて、周辺環境にそれほど大きな負荷は与えないようにしてきているわけで、これが全く変わらないというのが不思議でなりません。

まずはこの独立行政法人環境再生保全機構を調べていくと、やはり理事者は省庁からの天下りだったり、渡りであったり、執行役をしているわけですね。こういうような恐らく公害排出施設といわれる焼却施設なんかは全国的に全部ここにお金を納めているのだろうというふうに思うのですが、一部事務組合などの連合会の中でここについての見直しなど提案がされたことはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、1 点目の基金の設置の考えということで、こちらのご質問でござい

ますが、本環境センターにつきましても、10 数年を経過いたしまして施設の経年劣化が進んでおります。また将来は建替え等を含む施設の更新等も検討する必要があるとございますので、今後の施設整備及び緊急工事に備えるための基金の設置は重要な課題であると考えております。

特に平成 22 年度のように広域支援によります受託金等の臨時的歳入があった場合は、それをプールをいたしまして将来に備えるということにより各構成市町の分賦金の軽減化、平準化が図れることも可能となります。

しかし、一方で継続的な積立を行う基金の設置が恒常的な広域支援の受け入れにつながりかねないとする住民感情ですとか、あるいは広域支援の終了に伴いまして基金への原資がなくなるという計画性のない基金となる側面もございますので、以前から保留検討されてきております。

また、本組合につきましては歳入の約 92%以上が構成市町の分賦金で運営されておりますので、昨今の厳しい財政状況の中ではその貴重な分賦金を積み立てていくことは各構成市町ともさらに十分な協議、検討が必要かと考えております。

いずれにいたしましても、現段階では検討段階ということで、当面は基金の設置については予定をしておりません。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 松澤課長。

○業務課長（松澤昭治） 先ほどのようなごみ焼却業務委託の内容ということでお答え申し上げます。

まず、今焼却施設の運営につきましては、4 班制のシフトを組んでございます。そのうちの 1 班は直営の職員でございまして、通常の日勤の作業をしてございます。残りの 3 班、1 班 7 名でございまして 21 名、プラス総括責任者を置きまして、23 名の人員を使いましてごみ焼却の運転管理業務を実施いたしております。全く運営の直営の職員と同等の仕事をしていただきまして、運転管理から施設の点検等も行っております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 私からは 3 点目の工事の削減内容についてご説明をいたします。

施設の維持整備工事は、21 年度までは 3 炉ございまして、同じような重点整備を実施してきました。しかしながら、ごみ量の減少に伴いまして焼却炉稼働に見合った工事内容に見直しをしようというような課題がありまして、具体的には工事内容を 3 種類に分けてございます。1 種類目は従来どおりの重点整備工事を実施すると、2 点目は法令点検を含む必要最低限の工事、それから 3 点目は施設の安全稼働やトラブルの未然防止を含む必要最小限の工事と、こういうふうな 3 種類の工事内容に分けてまして、従来、毎年行ってきた重点整備工事を 3 年に 1 回実施をしていこうということで、22 年度からこれを実施してきたところでございます。

工事の関係は以上でございます。

○議長（杉山行男） 並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） 4 点目の汚染負荷量賦課金でございますが、これは昭和 49 年から公害健康被害者の減少かつ公正な保護を図るために施行されたものでございまして、その時点におきまして清掃工場が設置されたところに該当しているというようなことでございまして、これにつきましては年々賦課率というのは若干下がっているというようなことで、あくまでも国の機関に、これについては今現在はそういったものはないのですが、実質的にはその当時に施行されたときにこの施設が建てられたということで、それが現在までこういったものが課せられているというような状況でございまして、

これはちょっとその辺のところについては、いつまでということは私どもでは限定ができない状況でございます。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8番（門間淑子） 賦課金からいきます。これは全く現在に見合っていない法体系だと思うのですね。もう少しわかりやすくした方がいいと思いますし、独立行政法人が国からの委託を受けた形での税徴収という形だと思うのですけれども、やはり何も言わないでいくというのはずっと続いていくということもありますので、こうしたことについてもやはり検証して、今のこうした焼却施設にしても何にしても当時の施設とはやはり異なる衛生管理を行っているわけですから、こうした賦課金についても従来の法体系の中でずっと維持していくのだという形ではなく、やはり現場から見直していくということは必要だと思いますので、ぜひ多摩地域、あるいは東京都の焼却施設の中での検討課題の方にも上げて、国の方にきちっとやはり提言していくという姿勢が必要ではないかなというふうに思いますので、これについてはぜひご検討いただきたいというふうに思います。

最初に戻っていきますけれども、基金については当面予定していないということですが、そうしても検討もしないということですかね。そのときはそのときというような形になるのですか。今まで経験上は広域支援、あるいは緊急的な事態対応ということで肉骨粉があり、小金井市のごみがあり、多摩川衛生組合のごみがありという、西多摩衛生組合、この大きな施設で、流動床炉という特性の中からいくと広域支援の要請がしやすい施設だというふうに思うのですけれども、だからこそやはりその辺についての委託金についてどうしていくのかということやきちっとやはり考えていく必要があるだろうというふうに思うのですけれども、全く検討の余地、当面予定しないということでも検討もしないということになるのでしょうかということが一つです。

確かこれは、ごみ焼却施設の委託の件ですが、前にもそういうお話を確かお聞きしたことがあって、班を組んでということでしたが、そうすると今、1班を残して3班は全部民間委託ということですね。残りの1班というのはこれから先これも委託していくのですか。それともやはりそこだけは残していくという考えなのか、あるいは民間のチームの中に職員の方を入れていくという形になるのか、それぞれ別個の形でいくのか、どういう形でしょうかということですが。

もう一つは、施設整備で見直して大きな不用額を見出したというのは大変努力された結果だろうというふうに思います。3年に一度ということで、従来の重点整備と、法定点検のところと、施設に見合った安全稼働ということですが、3年に一度というのはこの1、2、3のうちのどれになりますか。つまり法定点検の場合には3年に一度とか勝手にできないわけで、従来の重点整備についてもどうしても避けられないものもあるでしょうし、3番目の安全稼働の必要数を見直したということと、1、2、3の中でどこを適用したらこれだけの不用額が生まれたのかお聞きします。

○議長（杉山行男） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 臨時の基金等々というところでございますけれども、私たちの考え方には、これだけが壊れるものとか、そういうものにつきましては、緊急のときの、緊急対策ということでございます。そういう意味でこちらの方に受けたことによって処理費というのは入りますけれども、その分だけ応分の歳出も伴っているわけで、そういう意味ではそのお金が入るところを基金にとって、将来の建築とかそういうのに備えるためと、そういう形ではなくて、そのときにきちんと適切な処理をするためのという判断をしております。

万が一そういう意味で差が出たときのものにつきましては、今のこういう形で構成市町の経済状況も厳しゅうございますので、分賦金の中にそれを反映させるとか、そういう形で現在の形で処理、将来

の建設とか、あるいは改修とか、このあり方についてはまた別の課目できちっと根本的な形をやっていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） ごみ焼却業務も今後全面委託をしていくのかというようなご質問でしたが、実は1班残しているのは、今これだけ環境問題に住民の方が関心を持たれています。そういう中で全面委託にしまいますと、結局プラントのことはわからないということで、住民に対する説明責任、これができなくなってくるのではないかとということで、1班直営を残しまして、なおかつその中で自分たちで積算ができるようにしていくと、そういう技術屋集団をつくっていくというのが当組合の考え方でございまして、今西多摩衛生組合の方法を東京 23 区清掃一部事務組合、こちらの方でも採用されていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 工事のローテーションのお話ですけれども、先ほど3種類の工事を言いました。重点工事が3年に1回でございます。それから法令点検は2年に1回でございます。そういうことから、平成22年度は3号炉が重点工事、1号、2号は必要最低限の工事でございます。23年になりまして、これは法令点検の年度を迎えますので、2号炉が重点工事、1号、3号が法令点検の工事というような感じで、毎年重点工事を各炉ごとの3年に1回実施をしていくと、こういったローテーションでございます。

○8番（門間淑子） わかりました。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。堀議員。

○12番（堀雄一郎） それでは、質問させていただきます。

今回の決算書といいますか、ちょっと決算書全体にかかわるような質問でさせていただきたいのですが、審査意見書の方で、最後の方ですね。「ごみ搬入量に適応した焼却炉の稼動」ということが課題であるということで、今後の焼却炉の稼動率の低下について、将来組合の施設運営にもいろいろ考えていく必要があるのではないかとということで審査意見書にもございました。

私も何回か出席させていただく中で施設の稼動率が非常に、ごみの搬入量が減っているということで低い位置にあると思いますけれども、それに応じた対応策、先ほどの工事縮小化計画というものもその一つだったのかもしれないのですが、そういったことはこの22年度の中でどのように考えられて対応されたか。また今後されていくということでおかれたのかということについてお聞きしたいと思っておりますけれども、こういう聞き方で大丈夫でしょうか。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） ただいまのご指摘は事務局も同じような認識を持ってございまして、現在1炉当たり1日160トンの処理能力を有しているわけなのですが、これが今単純に350日として1年間焼却しますと、年間約5万6,000トンのごみが焼却できます。

いわゆる厚生省で施設規模の算定基準が定められてございまして、炉の場合、ごみ搬入量が4万3,000トン以下になれば、3炉あるうちの1炉は停止というようなことが可能、残りの2炉でオーバーホールするときもちゃんと対応できるというふうになっております。

そういった面からいきますと、現在が大体6万トンから7万トンの間でごみ量が推移しているという状況であります。ちょっと表現が悪いのですが、ちょっと中途半端と言ってしまおうとあれなのですが、

これが現在のレベルでいきますと、大体2炉稼動が年間60日ぐらい必要になるというふうなことになります。現段階では3炉でローテーションという形がいいのかなと考えております。

しかしながら、これから減量が、どんどん下がって行って、4万3,000トンぐらいになったら1炉廃止も考えていく必要があるというふうにしております。当然3炉維持というのは、工事の面についても維持管理経費が莫大にかかってきます。3炉の場合。そういう面におきまして、先ほどご指摘がありましたように、工事の削減計画を実施させていただいております。22年度の実績は、今まで3炉分、大体1炉1億円で3億円ぐらいかかっていたのですが、今これは3炉で2億円ということで、財政面では1炉分は削減をしているということでございます。

いずれにしても、今後長寿命計画等を現在計画しておりますので、その中でごみ量に見合った施設のあり方ということも課題に上がってきまして、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉山行男） 堀議員。

○12番（堀雄一郎） わかりました。それでは経費の方ではごみの量に合わせて下げるような努力はされているということがわかりました。

あと審査意見書の中で「技術者が大変多く存在する」というようなことが指摘もあったのですけれども、先ほどじん芥処理施設の委託に関する直接、直営の職員を残すことについての考えもお聞きしましたが、今後もやはり人に任せてわからなくなるというふうな心がけはいいかと思えますし、隅から隅までよく行き届いた運営をしていただく中で、経費削減の結果何らかの事故が起きたとか、そういうことがないように努力を今後していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。小川龍美議員。

○3番（小川龍美） 1点目にお伺いいたします。決算の金額にかかわることではないのですが、事務報告書の47ページの職員の研修等に関するところでちょっとお聞きしたいと思います。

(8)の職員研修で東京都市町村職員研修所の研修がありまして、新任、現任係長、課長とあって、現任の中にメンタルヘルスの研修の項目が載っておりますけれども、この22年度はだれも受けていらっしゃいませんが、このメンタルヘルスに関しては、研修の22年度にかかわらず組合としてこの研修に対してはどのように取り組んでいらっしゃるのかお伺いします。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） メンタルヘルス研修のご質問でございますが、研修計画自体が、計画に沿って各計画をしております。22年度につきましてはメンタルヘルス研修の派遣者はおりませんが、今後計画にのっとりましてメンタルヘルス研修につきましても派遣の方をさせていただき予定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉山行男） 小川議員。

○3番（小川龍美） ちょっと抽象的ですね。よくわからなかったのですけれども、それは例えば現任のどういう方を毎回ターゲットに派遣するとか、そういうことは特に決まっていないのでしょうか。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） 過去に受けた者でございますが、衛生管理者であります島田参事が受けております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 小川議員。

○3番（小川龍美） そうしますと、管理職の方が受けられるということで、今後島田参事以外のそう



いう役職のある方たちが順次受けられるということによろしいのでしょうか。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） 今後メンタルヘルスにつきましては大変重要な研修だと考えておりますので、そういう形で計画を作成していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○3 番（小川龍美） わかりました。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。11 番、清水議員。

○11 番（清水義朋） 1 点お願いしたいのですが、決算書でいうと 25 ページの上から 4 番目ぐらいの光熱水費、事務報告書だと 72 ページの光熱水費の状況の中で、これは多分、恐らく確認で申しわけないのですが、ごみ減の関係があつてこうなっていると思うのですが、灯油の購入量がほかの LP ガスとか上水道の関係と比較すると年々購入量が増えている、その理由をお聞かせ願いたいのですが、お願いします。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 灯油の使用量が増えているというご質問だったのですが、灯油自体は、まず焼却炉を立ち上げる際に助燃の燃料として使用してございます。今年 3 月の計画停電がございまして、計画停電のときにはちょうど非常用発電機を回して、その燃料が灯油になってございます。まずは非常用発電機を回すことによって停電の際に照明、最低限の機械を稼働させると、それとそれの際には焼却炉が止まってございますので、それをさらに立ち上げるということがございまして、22 年度につきましては若干増えたのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 清水議員。

○11 番（清水義朋） 灯油の使われ方はわかりました。そうするとこれは年々増えているということは、結局立ち上げ、逆にいうと止まっている回数と立ち上げる回数が、だんだんそういう割合が増えてきたということになるわけですね。

灯油に関してもすべて、環境問題で大分意識をしなければいけないところもあるかと思っておりますので、先ほどの堀議員の継続的な使用に関するところでもかかるかと思うのですが、なるべく増えないようにというのも難しいかもしれないのですが、計画的な稼働ができることを要望いたします。

以上です。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより認定第 1 号、平成 22 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。

認定第 1 号を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 分 休憩

午後 3 時 6 分 再開

○議長（杉山行男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第8号及び日程第6、議案第9号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第8号、平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第6、議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第8号、平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第8号、補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ3,600万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を26億9,700万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容ですが、歳入では前年度決算に基づきます繰越金の確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。

歳出では、需用費において電気料金の見直しを図るとともに、委託料、工事請負費等で実績に基づいて経費の減額を行っております。

次に、議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてですが、本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づき分賦金の総額を1億2,859万1,000円減額いたしまして、25億3,631万2,000円に変更しようとするものであります。

なお、議案第8号及び第9号の詳細につきましては事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務部長（岩田守由） それでは、議案第8号、平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号、平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,600万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を26億9,700万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は、1億2,859万1,000円減額いたしまして25億3,631万2,000円と定めようとするものでございます。

第3款財産収入は、24万9,000円増額いたしまして25万円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、9,217万9,000円増額いたしまして1億217万9,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、16万3,000円増額いたしまして411万5,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は、3,600万円減額いたしまして26億9,700万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第3款じん芥処理費は、3,267万3,000円減額いたしまして10億9,107万5,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、298万円減額いたしまして1億5,871万1,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、34万7,000円減額いたしまして178万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、3,600万円減額いたしまして26億9,700万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

5ページをご覧ください、歳入でございます。第1款分賦金は、1億2,859万1,000円減額いたしまして25億3,631万2,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第3款財産収入は、24万9,000円増額いたしまして25万円と定めようとするものでございます。これは構内整備用のフォークリフトを売却し確定した金額でございます。

第4款繰越金は、9,217万9,000円増額いたしまして1億217万9,000円でございます。これは平成22年度からの繰越金でございます。

6ページをお開き願います。

第5款1項預金利子は、16万3,000円増額いたしまして16万4,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入によるものでございます。

以上、補正額合計3,600万円減額をいたしまして、歳入の合計額は26億9,700万円でございます。

次に、7ページをご覧ください、歳出でございます。

第3款じん芥処理費は、3,267万3,000円減額をいたしまして10億9,107万5,000円でございます。主な内容といたしましては、第11節需用費で1,021万9,000円の減額でございます。これは主に光熱水費であります電気料で、東日本大震災の影響により夏季の電力不足に伴いまして電力会社と割引契約を締結した結果、減額となったものでございます。

第13節委託料464万3,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。

第14節使用料及び賃借料25万2,000円の減額は、フォークリフトの使用月数の減と契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費1,766万6,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

第18節備品購入費10万7,000円の増額は、放射線を測定する環境放射モニターを購入しようとするものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

第4款余熱利用施設事業費は、298万円減額をいたしまして1億5,871万1,000円でございます。

内容といたしましては、第11節需用費で158万円の減額、これは光熱水費であります電気料で、夏季の電力不足に対応するため、施設内の照明を間引きをするなど節電対策を実施したことによる減額でございます。

第15節工事請負費140万円の減額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。

第6款予備費でございます。予備費は34万7,000円減額をいたしまして178万7,000円でございます。

以上、補正額合計3,600万円を減額いたしまして、歳出の合計額は26億9,700万円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

11ページは債務負担行為に関する調書で、当初予算で設定いたしました余熱利用施設サウナ室改修工事を契約締結いたしましたので、支出予定額欄に契約金額を記載してございます。

以上で平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第9号附属資料をご覧ください。

平成23年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。基礎数値といたしまして、表の2人口割合比較で、組合市町の人口は、平成23年10月1日現在の人口を採用して全体で863人減少し、29万1,241人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は72人の減少で13万9,860人、負担割合は48.02%。福生市は456人の減少で5万9,693人、20.50%。羽村市は157人の減少で5万7,589人、19.77%。瑞穂町は178人の減少で3万4,099人、11.71%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、当初予算と変更はございません。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をいたしております。

この積算結果から、平成22年度繰越金を差し引いたものが23年度補正後の分賦金でございます。組合市町別では、青梅市は6,264万6,000円減額となりまして12億1,561万5,000円、福生市は2,938万5,000円減額となりまして5億1,806万円、羽村市は1,782万5,000円減額となりまして4億9,790万5,000円、瑞穂町は1,873万5,000円減額となりまして3億473万2,000円となります。

分賦金の補正額合計1億2,859万1,000円を減額いたしまして、分賦金は25億3,631万2,000円でございます。

以上で平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。小川龍美議員。

○3番（小川龍美） 1点お伺いいたします。7ページのじん芥処理費の光熱水費の減と、それから次の9ページの余熱利用施設の光熱水費の減は原因が違っていたけれども、余熱利用施設の方は節電による減で、7ページのじん芥処理費の方は電力会社の方の契約というのですか、締結によって電気料金が安くなったというような説明だったと思うのですが、もう少し詳しいご説明をお願いいたし

ます。

○議長（杉山行男） 松澤課長。

○業務課長（松澤昭治） じん芥によります電気料の削減でございますけれども、後ほど全協で詳しくご説明はいたしますけれども、電力使用制限令が出されまして、当組合でも 15%の削減というのが義務づけられました。

そこで、東電との間にさらに夏季操業調整契約という契約を結ばせていただきまして、6月21日から9月30日までの平日の午前9時から午後5時までにおいて30%以上の削減ができた場合にはある一定の割引をさせていただけますという契約を結んでございます。

そのうちの8月分まででおよそ1,200万円ほど削減ができました。その後、9月までですからその後があるのですが、そちらにつきましては、これから燃料調整費の方がだんだん上がっていくというような情報が入ってございましたので、一応8月分までの電気使用料1,251万4,000円の補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） 私から余熱利用施設の電力料金の減額補正についてご説明をさせていただきます。

余熱利用施設につきましては、ご指摘のとおり4月から9月分までの節電対策の効果によります減額補正とさせていただいたところでございます。まず年度当初から実施をさせていただいております節電対策といたしまして、電気使用料の減額分で149万円ほどの減額でございます。

もう1点は、この使用電力料に基づきまして契約電力の変更により、基本料金を改定させていただいたため9万円ほどの減額が出ております。合わせまして158万円の減額補正を計上させていただくところでございます。

以上でございます。

○3番（小川龍美） 終わります。

○議長（杉山行男） ほかにありますか。門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 2点お尋ねします。この電力に関してですけれども、全体にかかわりますが、今のお話ですと夏の節電ということと、契約の見直しをしたということでした。

今、PPS電力ということで東京電力以外の電気購入ということも地方自治体で考えられているわけですが、ここは恐らく工場電力料金体系になっているのではないかなというふうに思うのですね。その工場電力体系になると、東京電力との関係とPPS電力との関係で、どちらが安いのかというような判断が難しいところがありますが、焼却施設を持つ清掃工場の中でPPS電力に切り替えていったというようなところはどこかあるか聞いていらっしゃいますか。それが一つです。

それから、この西多摩衛生組合ではPPS電力について検討されたことはありますか。それから今の基本料金体系が恐らく工場電力体系なのだろうと思いますが、現行のままの方がいいという判断なのかどうか、そのあたりについてお尋ねします。

今回の大きな削減というのは努力の結果だというふうに思いますし、各自治体もみんな頑張ったわけですけれども、余りぞっとしない程度の健康状態が守られるような形で電力料金がもっと安くなればなお一層いいわけで、その辺についてお聞きします。

次の8ページの工事請負費が、これは契約差金だという説明がありましたが、どのような契約でここまでいったのか、つまり当初の見通しが大きく膨らんだものだったのか、あるいは工事を見直し

たために差金が発生したのか、ここはどんな形でこれだけの差金が出てきたのか、当初予定していた工事とこの工事との差といいますか、についてはどんなふうにお考えなのかお聞きします。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） まず、電力自由化によりまして特定規模電気事業者、PPSをやっている事業者に変更ができるということになってございます。この近隣の清掃工場ですと、PPSに変えているのは多摩川衛生組合、あと多摩ニュータウン環境組合、あと柳泉園組合、この三つが変えているというふうなお話は聞いてございます。

そこで、西多摩衛生組合では特定規模電気事業者への変更を検討したことがあるかというご質問かと思うのですが、実は平成16年、19年、23年と3度に分けまして検討、研究をいたしました。その結果から申し上げますと、負荷率の状況や、特に24時間営業で西多摩衛生組合はやっているということで、東京電力よりも電気が下がる可能性は極めて低いという結果でございました。

ただし、まず平成16年度に契約種別の変更をしてございます。当時高圧電力Dというような種別だったのですが、高圧季節別、時間帯別電力Bというものに変更をしてございます。この契約機種の種別の変更によりまして2種類であった単価設定が4種類となりまして、特に夜間時間、日曜祭日、年末年始等の単価が安価となることから、24時間連続稼働している当組合に有利なものでございまして、契約種別の変更によりまして約320万円ほどの削減効果がございました。

次に、平成18年に契約電力を、1,950キロワットの契約をしてございましたが、1,850キロワットに引き下げてございます。さらに平成22年度におきましてはさらに50キロワット下げまして1,800キロワットの契約に下げしております。1,950から1,800に引き下げましたことによりまして、基本料金で約300円の削減ができていますという計算が出ております。これが実情に則した使用量に基づき変更したものでございます。また平成19年度から21年度にかけてはポンプ、モーター類のインバータ化や、照明器具交換等の省エネ対策工事も9件行ってございます。

その結果、年間で約110万キロワット、1,500万円程度の削減効果が出ているというふうになってございます。今後もさらに電気使用量の削減をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 私の方は工事の請負の減額、1,700万円の内容なのですが、実はこの内訳は3件ございます。まず1点目は、プラントの方の共通設備関係、こちらで850万円ほどの減額をしています。これは工事の見直しをしまして、当時高圧蒸気復水機の減速機4台の更新を予定していましたが、この更新はCO<sub>2</sub>の削減が期待できることから、循環型社会形成交付金の対象になるということで1年ほど延期をしました。このため工事内容が変わりまして850万円ほどの減額になったということでございます。

あと2点ほど、脱臭装置の活性炭交換工事とクレーン関係の点検の工事がございまして、主にこちらは入札の結果で、脱臭装置では230万円ほど、クレーン関係では650万円ほどの契約差金が出ていると、こういった現状でございます。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8番（門間淑子） 電気の方では、東京電力の電気料金の契約形態を変えたということで大きな金額が生まれてきたということでしたが、PPS電力についても検討したということで、検討結果ですね。双方の検討結果の結果、今東京電力の方にしているのだと思うのですけれども、こういうような工場体系の中ではPPSというのはなかなか難しいのかなというふうに思うのですけれども、当時の検討

した結果はどういうふうな形だったのですか。

○議長（杉山行男） 松澤課長。

○業務課長（松澤昭治） 当時の検討結果なのですが、幾つか業者さんに来ていただきまして、うちの機械のプラントの状況だとか、どの時間帯に電気を使っているとか、いろいろなものの条件を提示しました。PPSの方で、金額自体は入札であるとか見積もりでないと出していただけないのですが、ただ安いか高いかというお話をいただきまして、この使用条件ですとPPSにしても余りメリットがございませんということでございます。

以上でございます。

○8番（門間淑子） わかりました。

○議長（杉山行男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第8号、平成23年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして平成23年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会